

鹿屋市災害につよいまちづくり事業について

1 趣 旨

災害を未然に防ぐためには、「自らのまちは自ら守る」という自覚のもと地域の人々が互いに助け合う意識をもって行動することが重要です。

このようなことから、地域防災力の核となる自主防災組織の育成・強化を図ることを目的に、平成 24 年度からの事業として、組織が防災活動に要した経費の助成を行っているものです。

2 事業の概要

自主防災組織が下記の活動に要した経費に対し、4 万円を上限に助成を行います。

【助成対象】

- ① 町内会が単独で実施する訓練
 - 避難訓練、○災害時要援護者避難支援訓練、○救急救命訓練
 - 消火訓練、○避難所運営訓練、○避難所宿泊訓練 等
- ② 複数の町内会又は他の公共的団体と連携して実施する訓練
- ③ 地域の防災マップの作成
- ④ 災害時要支援者の支援活動
(災害時要支援者を地域で見守る活動)
- ⑤ 危険箇所の防災点検
- ⑥ その他特に市長が認める活動

【注意事項】

※助成を受けるには、組織の防災計画及び組織図の提出が必要です。

【問合せ先】

鹿屋市市民生活部安全安心課

電 話：31-1124 FAX：43-2001

助成対象一覧

○助成の対象となるもの

費目	項目			
①報償費	防災に関する学習会を開催した時の講師の謝金			
②旅費	防災研修等（市外）への参加に伴う往復の交通費			
③需用費	反射ベスト	キャップ	車両掲示 マグネット	手袋
	ヘルメット	雨防シート	バケツ	誘導ロープ
	ナタ	ノコ	スコップ	カケヤ
	反射材	非常用持出袋	転倒防止固定具	非常食
	コーン	ポリ容器	飲料水	コピー用紙
	地図	事務用品	カラーラベル	メガホン
	木炭	薪	灯油	ガソリン
	図面の印刷費	写真現像費	米(訓練用)	
④役務費	切手	はがき	クリーニング料金	
⑤委託料	危険箇所表示看板等設置業務 等			
⑥使用料 賃借料	防災に関する学習会等に伴う会場の使用料 視察研修に伴うバスの賃借料 等			
⑦原材料	砂	砂利	セメント	木材
⑧備品 購入費	消火器	発電機	配水ポンプ	テント
	脚立	誘導灯	懐中電灯	ラジオ
	拡声器	チェーンソー	コードリール	間仕切り
	毛布	車椅子	AED	担架
	簡易ベッド	炊き出し用鍋	コンロ	リヤカー
⑨その他	防災活動をする上で必要と認められる物			

※ 当該事業を活用して購入した備品の管理等

- ① 町内会の所有とし、台帳等に記載するほか、市から検査の要請があった場合は、速やかに提示できるよう町内会事務所等で適正に保管すること。
- ② 購入から5年間は市の許可なく処分できないこと。

○助成の対象外のもの

- ①米以外の食料品
- ②お茶菓子等
- ③町内会役員の手当
- ④参加記念品としてのペットボトル
- ⑤個人宅で保管する備品等